

## 新型コロナウイルス感染症への各局の対応

### ○ 各局における主な対応

(総務局)

- ・情報提供・共有、感染拡大防止について関係各局が連携を密に取り組むことの周知
- ・人権部HPに「都民の皆様へ」と題したメッセージを掲載
- ・東京バス協会等3団体へマスク15万枚を各局から提供
- ・区市町村への情報提供、実務者会議を実施

(政策企画局)

- ・在京大使館等への情報提供
- ・都と包括交流に関する覚書を締結している中国・清華大学に防護服を提供
- ・都主催イベントの取扱いについて、2月22日から3月15日（拡大防止の重要な期間として位置づけ）の対応方針を各局へ周知
- ・都民利用施設を含めた、イベントの中止・延期等の情報を東京都公式ホームページに掲載（3月2日現在）
- ・新型コロナウイルス感染症対策特別広報チームを立上げ

(生活文化局)

- ・新型コロナウイルスに関する情報の発信（多言語対応）
- ・私立学校への感染症対策の注意喚起
- ・都民への感染症対策に関する知事メッセージの発信など、SNSを始め、各種媒体を活用した広報活動
- ・新型コロナウイルス関連情報へのリンク等をまとめたページ（日本語・英語・中国語・韓国語・やさしい日本語）を都庁総合ホームページに掲載、ワンクリックでアクセス可能
- ・在住外国人への情報提供に利用できる「やさしい日本語」による文書を作成し、区市町村や関係団体へ提供
- ・広報東京都3月号1面で、相談窓口、咳工チケット、知事メッセージを掲載

(都市整備局)

- ・感染症拡大に備えたスマーズビズ活用の呼び掛け

(住宅政策本部)

- ・都営住宅及び公社住宅居住者向けのホームページに感染症対策の注意喚起チラシを掲載
- ・武漢から帰国した邦人等について、健康観察期間終了後、都営住宅を一時的に提供

(福祉保健局)

- ・新型コロナウイルス関連肺炎に係るコールセンターの設置
- ・感染者の行動歴をプライバシーに配慮して公表する考え方の見直し
- ・帰国者に対し健康管理リーフレットについて外務省を通じて機内配布
- ・「帰国者・接触者電話相談センター」、「帰国者・接触者外来」の新規開設
- ・都内医療機関や保健所に対し、防護服を順次配布（2回にわたり累計46,200着提供）
- ・中華人民共和国に対する防護服の提供
- ・国からの緊急要請に基づき、横浜港沖に停泊しているクルーズ船の検疫官が使用する医療従事者用マスク1万枚を提供

(病院経営本部)

- ・羽田空港に到着した在留邦人のうち体調不良の方を都立・公社病院で受入
- ・クルーズ船の陽性患者、保健所からの要請に基づく陽性患者、他院からの重症患者等を受入れ

(産業労働局)

- ・緊急調査を実施し、必要な対応策を検討

「新型コロナウイルス感染症による企業活動への影響度・実態等に関する調査」を実施

(※詳細は別紙)

- ・産業労働局金融部及び中小企業振興公社に、「新型コロナウイルスに関する中小企業者等特別相談窓口」を設置
- ・時差通勤やテレワークの推進を業界団体や企業へ速やかに要請  
(東京商工会議所、東京都商工会連合会、東京都中小企業団体中央会、(一社)新経済連盟には要請済)

(港湾局)

- ・東京港における水際対策のための「新型コロナウイルスに関連した感染症対策連絡会」を開催
- ・横浜港沖に停泊しているクルーズ船の乗客乗員に生活用品を提供
- ・ゆりかもめにおいてスマーズビズの活用や感染症対策に関する呼びかけを実施

(交通局)

- ・局ホームページや駅構内放送等により、スマーズビズの取組への協力を呼びかけ
- ・ダイヤモンド・プリンセス下船者の大型観光バスによる輸送対応
- ・都庁前駅に赤外線サーモグラフィーを使用した「駅ナカ検温コーナー」を設置

(教育庁)

- ・学校及び保護者への感染症対策の注意喚起
- ・都立高校入学者選抜における対応
- ・公立学校の出席停止、臨時休業並びに卒業式などの学校行事への対応

(東京消防庁)

- ・各種行事の中止や縮小を決定
- ・各種救命講習等の休止
- ・各種法定講習（危険物取扱者保安講習、消防設備士講習等）の休止

○ **都庁舎・事業所共通**

- ・各執務室等入口前に消毒液設置、石鹼の設置や手洗い等を呼びかけるポスターの掲示
- ・イベント開催時における感染予防対策の協力依頼
- ・来客対応を行う職員等のマスク着用実施
- ・ウイルスに対する注意喚起を促す掲示物の設置・貼り出し